



は第一年度であったわけですが、事業費をいたしまして八億八千九百万円、国庫が七億一千五百万円、三十年度は総事業費が二十一億一千二百万円で、国庫が十一億二千百万円、三十一年度は事業費として二十四億七千万円、国庫が十一億二千万円、これに対しまして本年度昭和三十二年度総事業費は二十六億三千二百万円、国庫が十二億二千万円、こういうことに相なってきておるのであります。三十二年度につきましては、まだ年度半ばでございますので、見込みを申し上げておるわけでございます。

以上申し上げましたように、二十九年度から始まりまして本年度までの実施額は、合計総事業費をいたしまして約八十一億に相なっておりまして、これは復興事業の総額に対し約五三%の進捗率に当つておるのであります。この中では、やはり何と申しましても公共事業関係の陸海交通の整備であるとか、あるいは国土の保全の関係、さらには産業復興の基盤を育成する問題、次いで文教施設といふものの復興整備をはかりますとともに、その他の社会保険施設を拡充していく、こういう点に主として重点を置いて事業の進捗をはかつて参ったような次第でございます。

ところが四年度を過ぎようとしておりまするにもかかわらず、ただいま申し上げましたように、事業の進捗率は全体として半分をちょっと越えている程度である。まさしく計画通りに進んでおらない、遅延をしているのではないかというおしゃりでございまして、この点は私たちも率直におくれておること自体は認めざるを得ないと思うの

であります。言いわけになりますかが、されませんが、実情をお話し申し上げますると、当初の復興計画自体は、御承知のように昭和二十九年度を第一年度として、五ヵ年計画として策定をされたものでございます。ところで奄美群島復興特別措置法が制定せられましたのは同年の六月のしかも未でございまして、さらに本法に基いて復興審議会に諮問をいたしました上で計画が決定を見たのは二十九年の十月末であつたわけです。初年度は年度半ば過ぎてようやく事業が開始されるというようなことに相なつておる、こういうハンドルキヤップがあつたわけでございません。続いてだんだん復興計画は軌道に乗つて参つたのでござりますが、しかし国庫支出金の面において四十億ちょっととございまして、予定通りにはなかなか参つております。

こういうことになつておりますのは、何と申しましても事業を実施するに当つて奄美群島といふものが置かれております地理的条件から申しまして、全国最大の台風の頻度のあるところです。台風常襲地帯でありますし、また冬は冬で季節風の影響を受けるということが非常に多いわけでありまして、このために何としても工事が支障を来たす。さらには資材面と申しましても、群島で手に入るといふ資材はごくわずかなものでございまして、いろいろ建設をはかるにいたしましても、仕事をやっていくにしましても、それらの資材あるいは技術といふものは、本土から持つてこなければならぬというような点がございます。すなわち地元における事業遂行能力といふものが、なかなか思うにまかせない

い、こういうことがござりまするし、さらには本土から遠く離れた遠隔の海上に浮んでおる一連の島嶼でござります。そういうことで、どうしても輸送関係等は海上輸送に極力と申しますか、ひとえにたよって参らなければならぬといふようないろいろな悪条件が重なつておるのであります。また今御指摘がございましたように、国家財政の事情等もございまして、五ヵ年計画で予定されておりまする事業の進捗率といふものとにらみ合せますると、半分をちょっと越えたというような現況になつておりますて、当初の計画通り進捗を見る事ができなかつたのであります。が、だんだんといろいろな悪条件も日がたつに従い、また復興計画が逐次実施されるに伴いまして、そういう隘路も目に見えて改善のきさしあつてものが、これは率直に言つて認める事ができると思ひます。

をお認めになりましたことは、今後の復興計画を実行する上に、私は非常な大きな推進力となるというふうに思つたのでござります。さればこそ、政府は進んでここにみすから政府提案としてこの法律案を出して、五ヵ年間の期限内でできなかつたが、今後はなお五年間延長して、最初の計画にあるそれよりは少くとも約三十億もワクを広げて、すなわち百八十二億にワクを広げて復興しようというその意図は、何としてもわれわれ群島民のひとしく認められて感謝するところであります。この計画といえども、一応計画は立てましたものの、やはりこれが遂行に当りましては、またいろいろな事情にはばまれて、そうしてまたその通りの実行ができるないというようになります。なぜなら、これは御承知のように本法が御決議に相なりました後におきまして、成規の手続、すなわち内閣総理大臣におきまして、鹿児島県知事が出して参りまする計画をもとにして、奄美群島復興審議会というものに諮問を出しまして、正式答申を得て策定をして参る手續が必要であります。が、その手続を、本法が幸いにして成立をいたしました暁におきましては、急速に進めて参りたい、かように考え

ておるわけでござりますが、大体私たちいたしまして、当初の計画というもの五年を、これを十年に延ばしたものというふうに考えました理由、並びにその計画の大体の考え方というものについて申し上げてみたいと思うのであります。

この点は、大体昨年末復興審議会において政府に対して意見の具申がございました。その意見というものは、大筋はきわめてけつこうでございまして、この意見というものを尊重いたしながら、将来的計画改訂ということの参考にいたしたい、かように考えておるわけでございます。この改訂計画は、今申し上げましたように、当初事業費としたしましては百五十二億ありましたものを、その後の計画実施状況というものと、現実の姿というものをできるだけ精密に調査検討をいたしまして、しかも将来的群島経済のあり方、あるいは民政安定のめどつけ方というようなものも照合いたしました。具体的な内容の確定をいたしましたい、かようと考えておるのであります。が、当初の計画自体においても、どうもまだ不足をしておるというものござりますので、総体といたしましては事務費総額を百八十二億、当初の計画の約二割方これを引き上げたい、そうして来年度からになりますので、今後六カ年間にこれを完遂する方途をもつて仕事を進めて参りたい、かように考えておるのであります。考え方の基本につきましては、これは従来の進んで参りました計画というものについて、根本的な改訂を加えるというものではございません。あくまで当初立てられました方向というものは、今われわれ

が考えましても十分奄美群島の実情と合つてゐる、そうそこではないというふうに考えておるのでありますて、ただその後の実施の状況というようなものを十分ににらみ合せまして、現実に合つた改訂計画の作成ということに持つて参りたいと考えておりますて、抽象的ではございますが、基本方針を申し上げますと、今申し上げましたように、引き続いて非常に立ちおくれておりますする民度というものを引き上げまするために必要な施設の整備、戦災並びに災害によつて長く荒廃にゆだねられて参りました諸施設の復旧、さらには政行分離の期間が非常に長い、そのため行政の空白といふものが非常に多く生じておりますので、これを取り戻すための諸施策を講じて参りました、特に地元民の自立精神といふものを持揚いたしますることも大事でござりますので、これと並行して各種産業の生産性というものを向上せしめまして、この復興計画というものが打ち切られましても、打ち切られたときにも、がたつと参つてしまふというようなことでは困るので、その点必要な基礎条件を整備して、一人立ちができる、全國並みの施策を講じて参りまするならば一人立ちができるというようなことを目途といつたしまして、群島経済の自立化の促進をはかりたい、こういう含みをもちまして本計画の策定に当つて參りたい、かようく考えておるような次第でございます。

これが九億四千五百六十萬円で、公共事業が最も多く、これが七千五百六十萬円で、健衛生施設及び実十三億六千五百六十萬円を区分けた。それで、この骨子がはつた通り、百五十五億計画案にワクツにけつこうでござります。

一四百萬円、産業の振  
八億一千万円、文教施  
が二十七億四千万円、保  
その他の社会福祉の充  
万円、大まかに事業の内  
たしまして、この五つに  
あります。ですが、そうい  
ことにおける事業費の割り  
よって奄美群島復興の目  
たいという大体の方針で  
ふうに考えておる次第

億のうち、すでに過去四年間に政府が負担いたしました四十二億を引きまして、と七十九億となる。すなはち向う六年間に政府が負担する総額は七十九億円と相なるわけであります。従つて一年三年度の予算額を見てみると、十二億五千万円にすぎません。この点から見ましても、さつき私が申しました懸念、すなわちせっかくワクも広げ、政府もみずからお乗り出しになつて実行に当られたというその第一年ににおいて、もうすでに十三億三千万円年額の予定が十二億五千万円に、約八千万円、一億円にも近い減額があるということは、またまたこの計画が向う六年間において実行せられないのではないかという懸念を実証するような気がいたします。かくのごときことは、せつかくの改訂計画案なるものも、また実行不足になるおそれがありますが、この点に関して政府はどういうふうに考えておられるか、御所見を伺いたいと思います。

ものがあるのではないか。これは率直に私もそう考えております。しかし全体として今後の見通しが明るくついて参った、レールが敷かれたと、いう点は明らかでございまして、その点についてはわれわれもある程度意を強くいたしておる次第でござりますが、今まで若干ふえつたる傾向、並びに今後計画改訂のめどが大体立つようになってきたという客観的な情勢の変化というものとらみ合せてみまして、私たちは改訂計画が実施せられた後においては、十分な財政的な裏づけということについて努力をいたしまして、決して今度の改訂計画案自体を机上プランに終らしめないよう努めをして参りたい、かように考えておりま

ただいまの御説明にもありました通り、今度の改訂復興計画案なるものが、百八十二億のうち百二十一億が政府負担分でございます。その百二十

きましては、国庫支出をいたしまして毎年平均約十三億三千万円程度の支出をして参らなければならぬということになるわけであります。ところが最近の状況を見ていただくと十分おわかり

であります。そういたしますと、やは  
り当初に相当の馬力をかけて参りませ  
んとうまくいかないという事情もござ  
います。そういう面から見まして、來  
年度の予算額自体は十分とは言えな  
い

かわらず、第一年度においてすでにか  
べのごとき、いわばどじを踏んだよう  
な格好になつておりますことは遺憾で  
ございまますから、最初の御計画の通り  
大藏当局との話し合いを実行に移すよ

うに、ぜひこれは努力していただきたい。また、お話の中にもありました通り、六年計画のうち初めの三年、四年くらいまでは漸次むしろ額を上げて、どこ落ちにならぬよう最後の二年を行かぬではないかという御意見はまさにその通りでございまして、それが意味から申しましても、初年度の予算の増額については、一つ大蔵当局の御出席を待つて私は強く要望いたしたい、かよう存する次第でござります。

次にお尋ねいたしたいことは、これも大蔵当局なしでは十分でございませんので、なお大蔵当局の出席を待つて質問いたしたいことを留保いたしたいのでございますが、かくのごとく、とにかく過去四年間、大島の復興事業は計画の一部を実行して、なるほど港も、名瀬港のごときは見違えるようになりました。それから古仁屋港には船の横づけができます。亀津港の船の横づけも近いことでございます。かくして各島における港湾の設備もだんだん整つては参りました。また道路のごときも徳之島一周道路も完成いたしましたし、各島の道路も改善を見つります。かくのごとき公共事業の改善は、むしろ著しく進んでおるといつてもよろしいと思います。しかしながら島民のふところはちっともあたたかくならない。むしろ琉球政府下にあつた当時の方が、いろいろの点においてやはりよかつたというのは島民ひとしく申しておるところであります。でござりますので、この復興事業の進め方に

いても漸次、さつき申しした産業復興とくまでも困つておるの農民のふところでござります。徳之島は人口五万余の第二の島でござりますが、黒糖の本場でござります。しかし島民のふところが非常に貧しいので、青葉のうちに、サトウキビの時代にこれを売り飛ばしてしまつて、せっかくこれを加工して黒糖に製造したときには、それ金融業者の手によつて利益の大半は奪われてしまつておる。農民は依然として青葉売りの苦境から救われていない。すでに復興第五年目を迎えておりまする今日、そういう悲境にあるのでござります。それで私ども自治庁とも協力すべし、特に自治庁は率先して産業開発の特別基金を置かなければならぬということに意をいたされて、大蔵当局と話されておることは、われわれ非常に便宜を得た案であると思つて、私も政治的にこれを推進をいたしておるのでござりますが、どうも今のところ見通しが暗い。それでこの点につきましては、一そり自治庁は腰を据えてこの機会にやらなければ、港や道はだんだんよくなつても、島民のふところは占領下の時代よりは苦しくて、青葉売りは依然として続いておるというこの窮状を救えないと存じますので、いずれ大蔵当局が参りましたときには、この点についてもと詳しく自治庁の考え方を承わりたいと思いますが、さしあたり藤井局長の御所見を伺いたいと思います。

上を示して参つておりますことは、  
の所得等を算定いたすことによりま  
でも、明らかでございまして、私たち  
な水準目体が非常に低いのであります  
。全国的な水準等を見ました場合に  
は、これは上ったと申しましても、そ  
れ自身がきわめて低いということは御  
指摘の通りであります。今御指摘にな  
りました、何らか政府の資金をもつて  
特に金融機関を設置をして、一般の  
金融機関の金融ベースに乗らないよう  
な農林水産等の零細事業者に対して融  
資をなすことを目的とするものを、一  
つ考えてみたらどうかということです。  
私たち事務当局といたしましても、あ  
る程度研究を進めて、その実現には努  
めたいと考へておるのであります  
。私たち微力でありますために、來  
年度におきましては、どうもその見通  
しがつかないままになつておりますが、  
しかしこの点はあきらめたわけではござ  
いません。せひとも近い将来において  
ては、この実現を期したいということ  
で、努力をいたしていきたいと思つて  
おります。復興事業が相当進捗をいた  
しました現段階におきましても、群島  
経済の実態というものは、今御指摘に  
なりましたように非常に脆弱でござい  
まして、特に金融措置というものにつ  
いては、きわめて劣弱でございます。  
もちろん中央機関でございます商工中  
央金庫でありますとか、あるいは農林  
漁業金融公庫等の金融機関において  
も、政府資金の流れについて配慮はい  
たしておりますけれども、どうも十分  
に末端までには流れていかないうらみ

場合、農業の協同組合化ということがあるのであります。特に奄美群島のところでもあります。特に奄美群島のところにおくれております。その組織もきわめて低位でございますし、またせつから協同組合が組織されておりませんところでも、その財政基盤がきわめて悪くなつております。十分の活動をいたしておるものはほとんどないといったような状態で、その結果、農民各位においても、その資金を利用することが事实上困難な状況であるわけであります。群島経済の自立化を促進をいたしますために、復興事業の実施と合わせまして、どうしても今申しました資金の融通機関の必要性があるのではないかといふうに考えまして、私たちといふうに、今後ともその実現につけてきら具体的に研究をいたしますとともに、その実現の緒につきまますように、さらに努力をいたしてまいりたい、かように考えておる次第であります。

別ワクをしてもらつたらどうだらうか  
といふ案もござりますけれども、それ  
でも島民には窓はきつく閉められて、  
その実行はなかなか困難でござります  
ので、どうしてもこの復興期間だけでは  
も、この特別基金の制度を設けなければ  
農民のところはいつまでも貧しく、  
青葉売りは解消しないと信じます  
ので、これは次会に大蔵当局の出席を  
待つて、もっと掘り下げてお願ひ、ま  
たその所見をただしたいと思う次第で  
あります。

次に港湾の問題でございますが、奄  
美大島の復興と申しますのは、やはり  
何といましても港湾が事業の中心に  
なるわけであります。すなわち群島と  
本土との連絡、また島々の間を結ぶ点  
におきましても、港が第一であること  
は申すまでもありません。その港湾の  
建設でございますが、名瀬港だけは、  
幸いに国営と申しますか、運輸省がこ  
れの着工に当りましたので、非常によ  
く進捗いたしております御承知の通  
りでございます。しかるに名瀬港以外  
の各港の築港状況は、實に寒心の至り  
でございまして、あの台風常襲地帯、  
いな、むしろ台風が上陸して吹きすぎ  
ぶ島々におきます状況におきまして  
は、まるでさいの川原の石垣みたいな  
ものでございまして、せっかく港の回  
復にかかりますと、台風が来てこれを  
こわし、また作ればまたこわす。この  
実情は、特に徳之島、沖之永良部の和  
泊港において幾たびか繰り返しておる  
状況でありますて、すなわち県当局が  
地元の建築請負業者に委任して着工い  
たしますと、何分にも技術においても  
経験においても、あの困難な地帯の着  
工にはなかなか力が及ばない。そのた

着工問題については非難し始め、これは幾たびやりかえても、まだ台風が来れば突堤をこわし、またせつから作つた港のいろいろな施設も洗い流されてしまう。これはやはり名瀬港の実情にかんがみましても、國の技術と経験を持つてこなければいけないじやないか、特に徳之島や沖之永良部のように比較的大きな島、いな、進んでは喜界島、与論島に至りましても、港の改築、特にあの台風常襲地帯における港の築港に当つては、どうしても國の技術と経験を持つてこなければいかぬじやないかということを痛切に感ずるのであります。私はこの機会に、政府はこの点に関してどういうふうに考えておられるか、また現在着工中の港湾工事の進捗状況について、政府の見ておられる点を承わりたいと思う次第であります。

でもありますて、作業の可能日数といふものはきわめて少いというようなところもございまして、なかなか思うようにはまかせませんが、そういう要条件といふものができるだけ一つ除去することによって、工事の進捗をはかつて参りたいと考えておるのでございます。もちろん請負業者の能力が問題があるというような点もござりますけれども、この点につきましては一気に全部を直轄工事に切りかえていくかどうかについては、なお問題がございます。やはり地元の一般の産業、地元業者の振興というのもかたがたはかつていかなければならぬという要請もございますので、全部を全部というわけには参りません。しかし大規模な、しかも急遽に実施を要するようなこういう重要な港等の工事につきましては、運輸省の直轄工事ということも十分考えていい措置ではないかと考えられるわけでありまして、私たちといたしましても、この点につきまして目下関係省とも協議をしております。法律的にはその道も広げられる可能性というものが十分あるような見通しを持つつあるわけでありまして、今後これらの方向に向って一つ善処をして参りたいと考えておる次第であります。

となるのであります。が、委託港と  
う形式で、すなわち地方団体から国に  
これを委託すれば、九州地方において  
は下関ですかにある港湾建設局が直接  
築港に当つて、大牟田にある強力な工事  
機械を動員して名瀬港をあんななりに  
ばに築港ができたように、徳之島にな  
ける亀浦港、その他の永良部におきます  
和泊港、進んでは湾、及び茶花の諸港  
についてもできるという法律上の私は  
立場もあると存じるのであります。特  
に今度計画の中に載りました事項の中  
で最も大きな沖永良部の知名港の開港  
く、これは港のないところに新しい港  
を二億数千万円を投じて新しく開港さ  
しようと、いろいろな、かくのこととき  
事業でござりますから、かくのこととき  
事業は土地の業者などでは台風常襲地  
帯において機械が吹き流されるとかい  
ろいろの懸念もあって、着工をためら  
う点もあります。またやりましても、  
技術、経験等において至らぬ点がある  
と思ひますので、ぜひこれらの港につ  
きましては、法律上いろいろの手続を  
とりまして、一つ運輸省が直轄でこれ  
を建設するようにお願いいたしたいと  
思ひます。

○川村継義君：時間もだいぶたつておるようでありますから、簡単にお尋ねいたしますが、当局の明瞭なる御所見を一つお聞きしたいと思います。

まず第一に提案されております道路交通取締法の改正、つまり二十六条の四を設けるという問題と道路交通取締法の第十条との関係でござります。第十条はいろいろ車の最高速度を規定いたしておりますのでありますが、その車の最高速度は、命令でこれを定める、こういうことになつて十条に数項目きめております。なお施行令の十五条でこの最高速度を明示いたしておるのであります。この取締法の十条及び施行令の十五条、こういうような関係を考えて当局が交通上の取締りを実施して参りますならば、あえて今回の二十六条の四の設定を考へなくともやれるのじゃないか、こういうような見解を持つわけです。もちろん各県の公安委員会は、この法及び施行令に基いてそれぞれの立場で車の最高速度等をきめて取締りに当つておるとは思いますが、どうぞ、国家公安委員会の方で各県の公安委員会に対し協議するとかいうような手段を尽せば二十六条の四の改正というような问题是解決していくのじゃないか、こういうふうに考えておるわけであります。第十条及び施行令と今度の改正の二十六条の四、こういうものについての関係及びその見解はどのようにお考えでござりますか、まずお伺いいたしました。

○堺井政府委員　お尋ねの点でござりますが、道路交通取締法の十条の一項に「諸車の最高速度は、命令でこれを定める。」ということで、政令で最高速度をきめておるわけでございます。ただこれはあくまでも車についての最高速度でございまして、その車が実地に道路を走る場合におきましては、各府県の実情によりましてその最高速度の範囲内で、さらに公安委員会がその道路道路につきまして速度をきめておるわけでございます。それがきのうの委員会でもお答えいたしたのであります。が、それがどうしてもできない場合にかかるともしがたい現状にかんがみまして、今回の道交法の一部改正をお願いしたい、こういうことでございます。

て皆さんの方で協議してやつていけるにはいろいろ移動警察の権限等について改正されるわけです。道路交通事故取締りについても、国家公安委員会あるいは各県公安委員会の方で協議してやつていけば、二十六条の四であなたたちが考えているようなことはやれるのではないか、僕はこういうような見解に立つておるわけです。そうでないとなると、この二十六条の提案案といふものは、あなたの方で何かほかにもっと非常に強い必要性があつて提案されておるのじやないか、こう思わざるを得ませんからお尋ねしたわけであります。そのところをもう少し具体的にお示し願いたい。はつきりと御所見を披露してもらいたい、こう思うわけです。

「いて」ということは、一体具体的にいえばどういうことが、こういうことがお聞きしたいものの第三点になるわけです。

そういうものがあわせて御答弁願いたい。そうすると、私がお尋ねしたいと、いう二十六条四のこの提案については、皆さんの方でもつともつとこれ設けなければならぬという必要は大きな問題が考えられておるのぢやないか、こう思うわけです。

○坂井政府委員 私の説明が足りなかつた点があるかと思うのでございまですが、十条できめて参りますのは諸道路の最高速度であるということでありまして、車についての最高速度でございまます。従いまして、こういうよう道路等が整備して参りますと、車そのもののについては相当高い速度をこの命綱ではきめる方が、むしろ時代の進展に沿うのはなからうかというふうに考えられるわけであります。しかしながら道路の状態は非常にまちまちであります。従いまして、非常に悪いところもある。またカーブのところも直線のところもあるというふうに、各土地の実情によりまして相当進つておるわけでございます。従いまして具体的な道路についての最高速度は、その土地を管轄しておる各公安委員会がきめるという趣旨が十条の趣旨によりますが、それが府県の境等に例をとりまして各道路について最高速度を府県の公安委員会がきめるわけでございますが、それが府県の境等に例をとりますと、きわめてはつきりわかりますように違つておる。その違いも非常な違いになつておるということで、そこを通る車にとって不便であるとい

不合理が生まれてきておるわけであります。そこでそれを今回国家公安委員会が指示して訂正し得るような権限を持ちたいというのが、今度の改正の要点でございます。従いましてこの道法の一部改正でいう政令というのは、新しく今度考えておるかということでござりますが、第一に道路の区域を特定いたさなければならぬわけであります。それでは今後新しくどういう内容の政令を考えておるかと云ふことでござりますが、第一に道路の区域を特定いたさなければならぬわけであります。たとえば高速自動車国道、あるいは一級国道、あるいは二級国道につきまして、具体的にどこの道路だとか、またその道路の始まりの点と終りの点を特定しなければなりません。そういうことを指定したいということが政令の内容の一つになるかと思います。それからそのほかに、いろいろ交通規制の指示基準というようなものも、この政令できめて参りたいと思うのであります。

此の場所の指定というようなものを考えていいきたい。ただ前にも申し上げましたように、これらの事柄はできるだけ府県当局の話し合いによりまして話を進めたいと思うのであります。どうしても各府県の話がまとまらない場合に、初めて国家公安委員会がその間を取り持ちまして指示をやつしていく、こういうことになつておるわけであります。従いまして今度の道路交通取締法の一部改正は、お尋ねのように非常に広い権限をこの改正によつて得たいというようなことではないのでござります。

実は驚いております。これくらい多くの交通事故を起しておりますから、大きな使命でなければなりませんし、こういうような交通事故を少くしていくということについては全国民が全力をあげなければならぬ、こういうような感じを持つわけです。それを足元の東京都内あたりの問題を考えると、きのうもお話を出ておったと思ひますけれども、広告物の問題であるとか、あるいは路面電車の問題であるとか、あるいはいろいろの道路上の施設の問題であるとか、あるいは道路工事の問題であるとか、こういうような問題を考えいかなければ、ここに提案されているような、こういうようなことを考えただけでは、この交通事故などというのは防ぎ得ないのではない、こういうことを強く感じたわけですか。きのうでございますかぎょうでございますか、朝日新聞にも「神風タクシー」というような見出しで実例をあげて書いておりますけれども、交通取締りをりっぱにして交通事故を防いでいくためには、あのタクシー業のあり方を考えなければならぬ、それには陸運局の問題も検討しなければならぬし、労働基準法の問題も考えていかなければならぬ、そういう総合的なものが全部現われて参りましてこういう交通事故防止の成果が上ののじやないかということを考えるわけです。それはそれでいたしまして、ここに提案されているような問題で、交通事故などと違つておりますから、これはある点、均一、調整したからといって今日

のようなる恐るべき状態はなかなかそう簡単になくなるものではなくして、むしろ先ほどから申し上げておりますような問題点を、具体的な問題として取り上げて、いって初めてこういう事故が防げるのじやないかという感じを非常に深くしたわけです。

そこで、たくさんありますけれども、具体的に一つ、二つお尋ねしますと、あの第一線に活躍しております白バイに乗って働いている人たちの勤務状況は、一体どういうふうになつてゐるかということ、一日に八時間勤務でありますならば、一時間白バイに乗つて交通の取締りに当る、一時間はおいて休息するとか、あるいは事務の整理をするとか、そういうような形になつてゐるのか、あるいははどういう状態のときに二時間なら二時間連続して白バイに乗るのか、こういうような勤務条件をまず一つお聞かせ願いたい。

○坂井政府委員 きのう視察をいただきました非常に御理解もいただいたかと思うのでありますか、現在の交通の問題は非常に大きな問題でございまして、われわれ警察当局のみの力をもつては御承知の通りであります。内閣に交通事故防止対策本部というものが設けられまして、関係各省集まりまして総合的な対策を樹立いたしておるのであります、これが多少事故防止の面に実効を上げることに役立っていると思うであります。警察といたしましてはその一環といたしまして、いろいろ解決に努力いたしておるのであります。が、御指摘になりました道路交通取締法の改正も大事な問題であると思います。今回の改正によりましてはとても

きのうごらんいただきましたいろいろの問題が解決できることにならぬのはほんと当然なことであります。われわれとしましては、近い将来に全面的な道路交通の規制、取締りにつきましての措置を講じて参りたいと思っております。ただ現在警察庁としまして交通関係の職員もきわめて少いのであります。さくばらんに申しますと、警察庁で交通関係をやっている者は五名の定員にしかすぎないわけでござります。従来われわれが怠慢であつたといふことは率直に認めなきやならぬところであると思うのですが、今回御審議をいただいております保安局の考え方、交通課の考え方によりまして、この点を改善し努力して参りました。こういうふうに考えておる次第でござります。

白バイの勤務員についてのお尋ねでございますが、これは各府県相当事情が違っております。この勤務制度も非常に違つておりますのでございまして、一がいに申し上げることはできないのであります。きのうごらんをいただきました警視庁の例をとつてみますと、三交代で時間差をつけて勤務をしております。勤務時間は通常の勤務時間と同じようになつておるのでございますが、なおこまかいことにつきましては、なおこまかいことにつきましてもしお尋ねがありますれば、説明員からお答えいたしたいと思います。

○川村(継)委員 白バイの警官の人たちの勤務でござりますが、あれは詳しく述べます。まだ存しませんが、きのうちよつと聞いたところでは、私先ほど申し上げましたように、大体車に乗つて勤務している時間が、五時間ほどあるというような話を聞いたのであります。あの

警官に五時間も車に乗せて交通取締りの勤務をさせるということは、少し離れた方としても、あるいはその元でありますあなたの方としても、十分考えてもらわなければ、あの人たち自体の疲労度、あるいは勤務の成績の非能率という状態が出て来るに違いない。これももういろいろな交通状況の中で、かりに一時間ずつ休むとしても、車からおりるにいたしましても、一日に五時間乗車勤務といふことは、大へんなことじやないか、こういふことを考えたのです。こういう点についてはあなたの方で十分考えてもらうことによつて、また交通の事故を防いで行くという成績が上るんじゃないかということを思うわけであります。警視庁の方には予備隊がたくさんおりますが、現在の予備隊は一体何人おつて、日ごろどういうことをやつておるかということなどを一つお尋ねいたしますが、そういうような予備隊等の人員を配置転換することによつて、この白バイの勤務をするような交通関係の警官をたくさん増員し得るのではないか、こういうことを考えたのです。私としては皆さんの方にその白バイの勤務をしておる人たちを増員するとか、あるいはその勤務条件を緩和してやるとか、そういうことを防いでもらう、こういうことにしているだけのが一つの有効な手段じゃないか、こう思つてお尋ねしているわけなんですが、一つ御見解を聞かせていただきたい

○坂井政府委員 五時間ずっと続けて勤務しておるのではありませんので、それから一時間勤務したら休憩をする、それからまた勤務するというふうになつておられるところが多いと思います。ただ御指摘のように、非常に神経を使う肉体学官で病気になる者も非常に多いようだと思ひます。そこで各府県ともこの対策に苦労しておるのであります。が、何と申しましても自動車の数がふえると申しましても、白バイをどんどんあやさなければならぬ状況になつておるわけがあります。従いまして、われわれとしては、白バイというあの機械をたくさん予算でいただくということが一つの方法であり、またその乗務員となるべくほかの勤務場所を節約して、こちらの方に回すことが必要になつてくるわけでございます。現在非常に勤務が過重になつておりますのも、一つには人が足りないこと、一つには白バイという機械そのものが少ないので、しかもそれを非常にフルに活用しなければ交通の取締りが円満に行かなくなつてくるわけでございます。現在非常に勤務が過重になつておりますのも、一つには人が足りないこと、一つには白バイという機械そのものが少ないので、しかもそれを非常にフルに活用しないといふことによって、過重になつておると思うのであります。車及び人をできるだけあやしていきたいといふふうに考えておるわけあります。来年度の予算におきまして、この白バイの強化につきましてはある程度お願いをいたしておるのですが、人の点につきましては、今はそれができていないことは残念でございますが、できるだけほかの面を節約いたしまして、この方に回したい。ただ将来を考えますならば、やはり交通勤務員はある程度あやしていかなければ追つたままで、この方に回したい。ただ将来を考えますならば、やはり交通勤務員は

つかぬのではないかというような心配を私どもはいたしておる次第でござります。

警視庁の予備隊もある程度白バイ等に回さなければならぬ時期に来ていると思うのであります、今回またペト

ロール・カーも大量にふやす予定でありますので、その乗務員等も結局は機動隊員あたりを回さざるを得ぬという

ふうに現在は考へてゐるわけでありま  
す。現在警視庁に機動隊員が千八百名  
いるそうですが、東京都の実際

の治安の状況にかんがみまして、機動的な警察力を確保しておく必要もあることは御承知の通りでありますして、

これをベトカーあるいは白バイに回すといいましても限度があるのでないかどうかというふうに考えております。

（川村（綱）登場）あたそわいはーして  
後日お尋ねがあると思います  
が、もう一つ、きのう車に乗ってずつ  
と見て、いきまして、われわれしろうと、

としても非常に強く感じたのは、道路の両側にいろいろ交通規制の札が立っている。速度の制限であるとかあるいは

は駐車禁止の区域であるとか……。ところが、私たちには——特にいろいろとの関係もありましようが、なかなかそ

これが目につかない。こういう状態では、運転手も一々これを読み分けでその規制に従つて交通の規則を守るの

は大へんじゃないかと思つたのです。ということは、第一はどこにあるのかはつきりしない。どうも区別がよつきりしない点がある。あたりこよ

広告が一ぱいあつて、いろいろの色の  
雑多なやつがあつて、交通規制のいろ  
いろの標識がよくわからぬ。私は今  
日の交通事故をなくする一つの手段と

しては、この問題も何らかの方法で十分研究される必要があると思った。時間が夜ともなれば、いろいろネオンなどが出で参りまして、そういう問題が私是非常に重要なだと考えたわけです、そういう点についてどういふ御見解を持っておられるか。

もう一つは、運転手あたりに対しても、そのような、たとえば午後の何時から何時まではあの道路は駐車禁止になるとか、あるいはいろいろ規制のそれが変ると思うのですが、そういうのをどうして伝達されているのか、周知徹底されているのか。あの標識一本によつて連絡する、あるいはそれを知らせるという方法になつていいのか。これは私は交通事故を考える上においては大問題だと思った。特にきのう自動車の試験場に参りますと、一日に数千名の諸君が運転手の免許証を取りに来て、次から次に新しい運転手が生れてくる、こういう人たちの状況などを考みると、交通規制についてのいろいろの方法を周知徹底させることは大へんなことであるし、またそれをやらなければ交通事故はなくならぬじゃないか、こういうことを考えたのですが、私はこういう点が交通取締り上の大好きな問題じゃないかと思ったわけですが、それについての御見解を一つ聞かせておいていただきたい。

配慮はいたしておるわけであります。一々そこに書いてある文字等を読みますとともに形や色で見分けられる、また置の場所も大体こういうところに設するのだというふうにきめておるわ。であります。されども申しますと、運転手あたりは大体それでわかると思うのであります。しかしながらうのと運転手、すなわち自家用の運転の人たちはなかなか現在の状況ではかりにくくいうことはお説の通りだと思います。これは先ほども申しましたように、警察だけの問題ではなくて、いろいろの広告物の点等も考えて、いかに運転手が安全運転をしなければならない大きな問題であると思つてあります。今後ともこれを解決するにつきましては、運転手のないような措置をとつていただきたいと思っております。さつくばらんにいよいよ、もうわれわれの方は交通警察の問題ではございませんして、そのままでは追われた形になつてしまつて、そういう意味で從来の実績があまり上っていないということは、直に認めざるを得ないかと思うのです。今まで、今後十分努力をして参りたいと考えております。

るお聞きすることは後日に譲りませんが、当初お聞きしましたように、今この道路交通取締法の二十六条四の改訂ということは、これによつてもちろん交通取締りがよくなるということは言えない、まあこれはこれの必要性をよつて出したのだといふような御見でありましたが、先ほどお尋ねいたしましたように、政令の内容、あるいは政令に従つて指示するところの内容項ということなどは、私は自分の見を固執するようでありますけれども何も必ずしもこういう二十六条四を詳しくお作りにならなくとも、皆さんの方で各都道府県の公安委員会等と絡をとられて協議していかれればやるものだ、私はこういうふうに考る。そこでどうもこの二十六条四の提案については、別に皆さん方が考えるおられる問題点があるんじゃないかということをお聞きしたわけですが、こういうことはないというお話であります。そこで各県の公安委員会でいろいろ速度制限について非常に違つておから、ある点これを均一化する必要がある、こういうことであります、しかしもなせそうしなければならない、という、この根拠についてどうも私納得がいかない。各県の公安委員会は自分の所轄するいわゆる道路あるいは路面であるとか、あるいはその直線であるかカーブであるか、いろいろの状況によりまして、ちゃんと法文に從つて最高速度の規制をいたしておると申います。そういうようなものの中において、皆さんの方で、あえてここからみて、ここは、こういうふうに一緒になせといふことをおつしやらないでもいいのです。たとえばある県からある

県を五十のスピードで走ってきた。ところが次の県に入つたら四十のスピードになつておる。その四十のスピードというのは、その県の公安委員会でそれが適当だという、いわゆる自発的な判断に基いておそらく規制されておりましようから、五十が四十に落ちてもそれでいいのじゃないか。それを無理判斷して両方ともひらくめて四十五にしておるとか、あるいは隣りの県の五十に合わせるとか、あるいは別の隣りの県の四十に合わせる、そういうことをなさる必要はないのじゃないか。私はむしろそういうような違いがあることこそが、土地のその道路の情勢に応じて作られた制限でありますから、そのまま認めていかれることができ、私は交通の取締りの上から考えても有効じゃないか、こういうような考え方が出てくるわけですね。何も皆さんの方で無理して規制をする、齊一化するというようなねらいを立てられなくともやつていけるのではないか。また一面に、私前にも長官にお尋ねいたしましたように、公安委員会の今日の状態は、大へん変なたとえでありますけれども、私たちは、りっぱな肉体を持つた公安委員会でないと思っております。いわば現在の地方の公安委員会といふものは、からだ組みはできておりますけれども、骨ばかりになつておる。その公安委員会を皆さんの方でこんなに縛つてからりますと、その骨がくずれてしまつて白骨になつてしまふのです。これは言い過ぎかもしれませんけれども、自治体警察、民主警察の基本をなしております。公安委員会といふものを皆さん方が大事になさるならば、こんなことで一々皆さんの方から命令をしたり指示を

したりしてやつていかれる必要はないぢやないか、そういうことを考えて先ほど一番にお尋ねいたしましたように、二十六条四を設定されるについては、ただここに書いてありますような趣意書あるいは法文、それだけではないのぢやないか、またそういうことはこの法文をお作りにならなくてもやれることはじやないか、こういうことを考えてお尋ねしております。それについての長官及び官房長の御所見を一つ再度お聞きしたいと思います。

まして各府県が各府県の立場にとらわれての規制をすることが、工合悪い占が生じた場合に初めてこの国家公安委員会が指示をするのでありますて、普通の場合であれば、理屈を言えば大体わかつてくれると思うのでありますて、いわば最後の伝家の宝刀というような意味で、国家公安委員会の指示がなされると思うのでござります。従いましてこの改正案が通りましても、またほつほつ国家公安委員会が指示するといふのはありませんので、できるだ

金をとられるならばそれは気の毒だ  
私が一時間以上も待たしたのだから  
罰金は私が払ってあげようと言つ  
ら、罰金じゃないんです、「時間な  
二時間なりの間に何キロ以上走らな  
ればいけない、こういうことであり  
す。東京あたりはどうか知りません  
れども、これは関西の話ですが、そ  
うすることをする運転手をいたずら  
疲れさせるような形になるじゃない  
と思う。こういうことはどうなんで  
か。無理に運転手を疲れさせている  
うな傾向がある。それで私はその運  
手に聞いた。それじゃ君、おれはど  
したらいいのだ、君が始末書をとら  
ないようにするにはどうしたらよ  
いと言ったところが土方がないか

うした点については中央官庁といたしまして、わざわざ研究工夫、必要な施策を講じておられるようになっており、私は、私どもは十分に緊密な連絡をとりまして、交通の実態、運転手の勤務の実情等を十分に関係各省にも連絡をとりまして、考慮すべき点は十分考慮していただきたいと、をはかつていくよにいたしたいと思つております。

○永田委員 今私がお聞きしたようなこと、これは陸運局の方で取締りをさせられるのかかもしれませんけれども、交通事故という面から見ると、実際はどうであって、しかもダブルリード

関連しまして一言だけ質問しておきたいのですが、タクシーなんかが事故を起す大きな原因の一つは、運転手が非常に過労していることじゃないかと思います。朝から晩まで走り回ってくたくちになつておるためには、事故をよく起すんじやないかと思うのであります。実は私この前、東京じゃないので、日本崎でありましたが、タクシーに乗た。そうして用を足しておる間に時間がたつて、タクシーを一時間ばかり使つたしてあつたわけです。それで出てきてまたよそへ行つたわけですが、運転手といろいろ話ををしておったところ

今からあなたをおろしておいでから、戸までからで走って帰つてくれれば、この間の三時間か四時間ほどの間にそだけの規定の距離を走つたから、始書はとられないのだと言う。全くむな話であります。お客様は乗せなで、からで走つて戻つてきてガソリを使って交通を混雜さして、そうし始末書をとれないのだ、まことに、盾した話だと思うのですが、こういふようなことは御存じないです。

○石井(衆議院委員) 交通事故の激の原因はいろいろあるのでございす。その一つに運転者の勤務の過労

かに話す。しかし、それがどうかが問題だ。  
むだに使って、からで走つて来なければ  
始末書をとられる、こういうような  
点は警察の方でも取り締つたらどう  
ですか。そういうふうな会社の規則  
は、皆さん自家用車に乗つておられる  
から御存じないかもしれないけれど  
も、私タクシーに乗つて初めて経験し  
たわけですが、運転手が過労をしいら  
れる結果になるわけで、事故もふえる  
わけですから、こういう点を一つお取  
調べになつて、そういう会社の内規の  
ようなものがあれば、改正させるよう  
にされたらいじやないかと思いま  
すが……。

が、このまま自分が会社へ帰ると始末書をとられる、こう言う。それは一生どういうことだと聞いたところが、この会社の規定かなんかでは、ある時間の間に何キロとかの間を走り回つたらぬと始末書をとられる、その間にお客様を乗せておつてもおらなくともそちは問題ぢやないんだと言うんです。

申しますか、こういったことが一つ大きな原因になつてゐることは私どもよく承知をいたしてゐるのでござりますが、これは一にかかる業者の労働者に対する労務管理と申しますか、労働条件の改善と申しますか、待遇改善と申しますか、こういった点の問題にならうかと思うのでありますし、

○坂井政府委員 問題は、當業会社の労務管理の問題であると思います。從いまして警察の問題にはならないかと思いますが、そういう実情をよく調べまして関係各省に連絡をいたしましたと考へております。きわめて特殊な場合ではないかと思いますが、現地の方にも一べん問い合わせてみたいと思



います。しかしあれわれとしましてはできるだけその線で、たくさん駐車場ができるだけで、駐車場以外のところは駐車させないというような方針がいいのではないかと思つておるわけございまして、別に警察が文句を言つておるわけではないのでござります。

○木崎委員 空車の問題はどうでしょ

うか。

○坂井政府委員 道路交通取締法によりまして、異常に交通事故が多いところは、流し禁止の地域を指定できることになつております。東京都内等も、ところによりましてはそういう措置を講じておる次第でござります。

○木崎委員 あとに御質問があるそうですが、お願いだけ申し上げておきます。

○中井委員長代理 龜山孝一君。

○龜山委員 前々回の委員会でありますから、私はまだ外國に残念ながら行つていません。ところが帰つて来た人の話を聞きますと、空車が猛烈に走つてゐるといふような国はないといわれているのですね。私も最近にぜひ見たいと思うのですが、日本のようなガソリンの少い国で、しかも一面交通事故防止の面から考えましても、あの日暮れどきなんかに、たとえば銀座なら銀座に行きましたが、たとえば新宿に集まるとか、何時ごろにはどこに集まるとか、そこへフルスピードで空車が集中してくる、その地帯が混雑をするというのが現状において事故が発生する一番大きな原因になっているのじやないかと思うのですが、そういうことに付いて何かもう少し大きな観点から——これに業界なんかが果して協力するかどうかわかりませんが、空車を

めちやくちやに走らせるというよろめくことを、ある程度全体的な規制をしていくというようなことが、国家全体の觀点からも、經濟の觀点からもいいのではないかというふうに考えております。私なんか足が悪いのですから、至るところで拾えた方が便利は便利ですが、このころは路上を歩くことすら危険だというような状態なんですか。そういうことについても、今後一つ真剣に御検討いただきたいと思うのですが、お願いだけ申し上げておきます。

○中井委員長代理 龜山孝一君。

○龜山委員 前々回の委員会でありますから、中井委員から銃砲刀劍類等所持取締法案につきまして重要な質疑がありました。当時中川刑事部長、石井長官は欠席しておられましたので、こ

の際その点を一つはつきりとお伺いたい。私がわりまして伺いますが、遡つておれば中井委員から御訂正願いました。

○中井委員長代理 龜山孝一君。

○龜山委員 前々回の委員会でありますから、私はまだ外國に残念ながら行つていません。ところが帰つて来た人の話を聞

ますと、今度の改正案の第四条で漁業、建設業、これが銃砲刀劍類の所持

について、公安委員会の許可を得れば持てるということになつておる。ところがこの規定は、上段の方は「狩獵、有害鳥獸駆除、と殺人命救助」

といふように、それそれ行為によつてこれを制限してある。ところが建設業

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業に至つてはさらにはその

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。実は建設業を入

れますが、前条の八号に掲げる捕鯨用標識銃等が、比較的定型的なものが多いということは事実でござります。そういうもので定型的なもの

明したと思いますが、前条の八号に掲

るところがこの規定は、上段の方は「狩獵、有害鳥獸駆除、と殺人命救助」

といふように、それそれ行為によつてこれを制限してある。ところが建設業

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。建设用びよう打銃及び

いう趣旨でございます。建設業についても全く同様なのでござりますが、確

かに建設業で現在定型化したものとい

うのであります。これを一番ずさ

んに書けば、社会生活上または産業上

のよう目的を達成いたしませんの

で、具体的に一つ一つ拾つて参つたの

であります。人命の救助までは確かに

具体的なことが明確になつておつて、

漁業は具体的ともいえるが一般的とも

いえる、こういう御指摘であろうと思

います。建設業に至つてはさらにはその

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。建设用びよう打銃及び

いう趣旨でございます。建設業についても全く同様なのでござりますが、確

かに建設業で現在定型化したものとい

うのであります。これを一番ずさ

んに書けば、社会生活上または産業上

のよう目的を達成いたしませんの

で、具体的に一つ一つ拾つて参つたの

であります。人命の救助までは確かに

具体的なことが明確になつておつて、

漁業は具体的ともいえるが一般的とも

いえる、こういう御指摘であろうと思

います。建設業に至つてはさらにはその

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。建设用びよう打銃及び

いう趣旨でございます。建設業についても全く同様なのでござりますが、確

かに建設業で現在定型化したものとい

うのであります。これを一番ずさ

んに書けば、社会生活上または産業上

のよう目的を達成いたしませんの

で、具体的に一つ一つ拾つて参つたの

であります。人命の救助までは確かに

具体的なことが明確になつておつて、

漁業は具体的ともいえるが一般的とも

いえる、こういう御指摘であろうと思

います。建設業に至つてはさらにはその

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。建设用びよう打銃及び

いう趣旨でございます。建設業についても全く同様なのでござりますが、確

かに建設業で現在定型化したものとい

うのであります。これを一番ずさ

んに書けば、社会生活上または産業上

のよう目的を達成いたしませんの

で、具体的に一つ一つ拾つて参つたの

であります。人命の救助までは確かに

具体的なことが明確になつておつて、

漁業は具体的ともいえるが一般的とも

いえる、こういう御指摘であろうと思

います。建設業に至つてはさらにはその

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。建设用びよう打銃及び

いう趣旨でございます。建設業についても全く同様なのでござりますが、確

かに建設業で現在定型化したものとい

うのであります。これを一番ずさ

んに書けば、社会生活上または産業上

のよう目的を達成いたしませんの

で、具体的に一つ一つ拾つて参つたの

であります。人命の救助までは確かに

具体的なことが明確になつておつて、

漁業は具体的ともいえるが一般的とも

いえる、こういう御指摘であろうと思

います。建設業に至つてはさらにはその

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。建设用びよう打銃及び

いう趣旨でございます。建設業についても全く同様なのでござりますが、確

かに建設業で現在定型化したものとい

うのであります。これを一番ずさ

んに書けば、社会生活上または産業上

のよう目的を達成いたしませんの

で、具体的に一つ一つ拾つて参つたの

であります。人命の救助までは確かに

具体的なことが明確になつておつて、

漁業は具体的ともいえるが一般的とも

いえる、こういう御指摘であろうと思

います。建設業に至つてはさらにはその

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。建设用びよう打銃及び

いう趣旨でございます。建設業についても全く同様なのでござりますが、確

かに建設業で現在定型化したものとい

うのであります。これを一番ずさ

んに書けば、社会生活上または産業上

のよう目的を達成いたしませんの

で、具体的に一つ一つ拾つて参つたの

であります。人命の救助までは確かに

具体的なことが明確になつておつて、

漁業は具体的ともいえるが一般的とも

いえる、こういう御指摘であろうと思

います。建設業に至つてはさらにはその

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。建设用びよう打銃及び

いう趣旨でございます。建設業についても全く同様なのでござりますが、確

かに建設業で現在定型化したものとい

うのであります。これを一番ずさ

んに書けば、社会生活上または産業上

のよう目的を達成いたしませんの

で、具体的に一つ一つ拾つて参つたの

であります。人命の救助までは確かに

具体的なことが明確になつておつて、

漁業は具体的ともいえるが一般的とも

いえる、こういう御指摘であろうと思

います。建設業に至つてはさらにはその

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。建设用びよう打銃及び

いう趣旨でございます。建設業についても全く同様なのでござりますが、確

かに建設業で現在定型化したものとい

うのであります。これを一番ずさ

んに書けば、社会生活上または産業上

のよう目的を達成いたしませんの

で、具体的に一つ一つ拾つて参つたの

であります。人命の救助までは確かに

具体的なことが明確になつておつて、

漁業は具体的ともいえるが一般的とも

いえる、こういう御指摘であろうと思

います。建設業に至つてはさらにはその

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。建设用びよう打銃及び

いう趣旨でございます。建設業についても全く同様なのでござりますが、確

かに建設業で現在定型化したものとい

うのであります。これを一番ずさ

んに書けば、社会生活上または産業上

のよう目的を達成いたしませんの

で、具体的に一つ一つ拾つて参つたの

であります。人命の救助までは確かに

具体的なことが明確になつておつて、

漁業は具体的ともいえるが一般的とも

いえる、こういう御指摘であろうと思

います。建設業に至つてはさらにはその

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。建设用びよう打銃及び

いう趣旨でございます。建設業についても全く同様なのでござりますが、確

かに建設業で現在定型化したものとい

うのであります。これを一番ずさ

んに書けば、社会生活上または産業上

のよう目的を達成いたしませんの

で、具体的に一つ一つ拾つて参つたの

であります。人命の救助までは確かに

具体的なことが明確になつておつて、

漁業は具体的ともいえるが一般的とも

いえる、こういう御指摘であろうと思

います。建設業に至つてはさらにはその

感を深くする、こういう御指摘である

うと思います。私も立案に当つて注意深くそれを研究したのでござります。建設業といふ言葉を

ことに対しまして、この規定がなかり

せば全面的に禁止になつてしまふ。それは産業の発達も期しがたい点があ

りますので、この建設業といふ言葉を用いたのであります。建设用びよう打銃及び

いう趣旨でございます。建設業についても全く同様なのでござりますが、確

かに建設業で現在定型化したものとい

うのであります。これを一番ずさ

んに書けば、社会生活上または産業上

のよう目的を達成いたしませんの

で、具体的に一つ一つ拾つて参つたの

であります。人命の救助までは確かに

具体的なことが明確になつておつて、

漁業は具体的ともいえるが一般的とも

いえる、こういう御指摘であろうと思

います。建設業に至つてはさらにはその

等によって発達するということを念頭に置き、しかも危害予防上の必要の調和点を見出したい、こういう努力をして参りまして、わざと三条は違えた文字を用いたのでございます。この点、御了承願いたいと思います。

○中井委員長代理 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会